

第四十回国会 衆議院 法務委員會議録 第二十一号

昭和三十七年四月二十四日（火曜日）

午前十一時十六分開議

出席委員

委員長 河本 敏夫君

理事稻葉 修君 理事田中伊三次君

理事林 博君 理事牧野 寛索君

理事坪野 米男君 理事松井 誠君

池田 清志君 上村千一郎君

唐澤 俊樹君 岸本 義廣君

小金 義照君 千葉 三郎君

松本 一郎君 猪俣 浩三君

田中織之進君 田中幾三郎君

志賀 義雄君

出席國務大臣 植木庚子郎君

出席政府委員

法務 大臣 尾関 義一君

法務 政務次官 濱本 一夫君

検事 長官 小本 貞一君

委員外の出席者

専門 員 小本 貞一君

四月二十四日

委員片山哲君辞任につき、その補欠として田中幾三郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員田中幾三郎君辞任につき、その補欠として片山哲君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

行政事件訴訟法案（内閣提出第四三

号）

行政事件訴訟法の施行に伴う関係法

律の整理等に関する法律案（内閣提出第一三五号）

○河本委員長 これより會議を開きます。

行政事件訴訟法案及び行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案の兩案を一括議題といたします。

質疑を続行いたします。田中幾三郎君。

○田中（幾）委員 一点だけ御質問申し上げたいのですが、質問と申し上げるよりも、ちょっと私は疑問の点が一点あるのです。この第八条の二項の第一号一審査請求があった日から三箇月を経過しても裁決がないとき、これは訴訟が起こせる。この例はほかの法律にもたくさんあるのです。私は、この間も国税通則法のときにも疑問があったので御質問申し上げたのですが、三カ月たっても審査請求に対する裁決がない場合に訴訟を起こす。ところが、その裁決をいつまでにしなければならぬという終期がないわけですね。いつやってもいいわけですね。三カ月たつて、六カ月後でも、極端にいうならば一年後でも裁決をしてもいいわけですね。そこで三カ月たつて裁決がないときは訴訟を起こす。その訴訟の目的物は処分なんです。それから裁決があつて訴訟を起こしたときには訴訟物は裁決なんです。そこで三カ月たつて裁決がないために訴訟を起こした。その

訴訟の進行中に裁決が下つたという場合には、その訴訟の対象になつていくところの処分と、その後に出てきた裁決と二つあるわけですが、その三カ月たつても裁決のないときに起こした訴訟の対象物は、裁決があつた後には一体この裁決はどうなるのか、訴訟の対象物は最初やつた処分なんです。それから、そうすると、やはり最初やつた処分を對象にして訴訟が進行していくのか。ほかの法律で見ますと、裁決をしたときには裁判所にその謄本を送付しろという規定があります。この法律によつて、審査請求がされている場合には、その訴訟手続を中止することもできるけれども、中止しないで訴訟をどんどん進行していく。あとで裁決が出た場合には、一体訴訟物の変更があるのか、あるいはまたその裁決に対してさらに訴訟を起こした場合には、その裁決に対する訴訟と最初の処分に対する訴訟と並行していくのか、どうなのか。この点にちょっと疑問があつて、この前も国税通則法のとき聞いたのですけれども、ちょっと法務省でも明快な御返事がなかつたわけですね。この点一つ、規定がありますならば、ちょっと探してもわからぬようでありまして、どういふことになりませうか。

○濱本政府委員 御設例の場合につきましては、一がいには申せませんが、その審査請求における裁決の内容によつておのおの違つてくるわけですね。たとえば審査請求における裁決が棄却であれば訴えはそのまま変更はな

いわけですね。つまり原処分を審査庁が維持したわけでありまして、少しも変更を加えないで済むわけでありまして。また審査請求における裁決が原処分を取り消すものでありますれば、前に起こした訴えは、訴えの利益がなくなるわけでありまして、取り下げなければ棄却にならざるを得ないわけでありまして。また一部取り消しでありますれば、取り消されたあとで残つておる部分以前の訴訟の對象になるわけでありまして、勢い訴えの一部の変更をしなければならぬようになるわけでありまして、変更をしなければ一部の棄却になるわけですね。でありまして、一がいにはどういふわけにいきませぬので、具体的事件における審査請求における裁決の内容によつて取り扱ひを異にせざるを得ないことになるわけでありまして。それは特段の明文を待つまでもなく、理論上解決されるわけでありまして。私もさういふように解しております。

○田中（幾）委員 そうすると、一部変更の裁決があつた場合には、理論的には当然に訴訟物が自動的に変わつていくという御解釈ですか。それとも何かそこ

に裁決が変わつた場合には、こうだといふ規定は必要ないという解釈ですか。

○濱本政府委員 前に提起された訴えが自動的に内容が変わるわけではございませんので、一部取消しの場合を考へますれば、取り消しによつて原告の利益に原処分が変わつた。その範囲におきましては、訴えの一部取り下げなければ終局判決で一部の棄却という

ことになるわけでありまして。なお残つておる部分につきましては従前の通りであります。でありますから、おそらくそういう場合には、原告には訴えの利益の一部がなくなるわけでありまして、任意に一部の取り下げをするものと期待されるわけでありまして。あえて取り下げをしなければ、終局判決において、その部分については一部の請求棄却ということになるわけでありまして。別段、特段の規定を要しないと解しておるわけでありまして。

○田中（幾）委員 そうしますと、この法律には特別に關係はないけれども、私のさういふ疑問の起こるのは、裁決をいつまでにしなければならぬという行政庁に対する制限と言いますか、義務づけがないわけなんです。ですから、あるいは判決が済んでからすぐ裁決がある場合も理論上は考えられるわけですね。そうすると、裁判が済んでしまつてからあとで裁決があつたという場合には、もう裁判は済んでしまつた、裁決はずつとあとからきた、こういう矛盾と言いますか、さういふことを来たすから、私は、やはり裁決といふものはいつまでにしなければならぬ——これでは消極的に三カ月たつて裁決のないときには訴訟を起こせるといふか、訴訟提起の方の制限はあるけれども、裁決をいつまでにしなければならぬといふことは書いていないから私の疑問が起こるのであつて、やはり訴訟法の規定でないかもしれぬが、裁決については、三月なりあるいは半年

なりの間に裁決してなければならぬといふ、こういう行政庁に一つの制限を、期限を与えておいた方がいんじやないかというのを考えたためにこういう疑問が起きたわけであります。これはどうでしょう。

○濱本政府委員 本法で解決しておらずのは、つまり訴願前置を課せられて、そういった制限を課せられている場合の制限を一部はずす規定でありますから、本法にはおっしゃるようなことは関係ないわけなのであります。かりに行政不服審査法なり、あるいは個々の行政法規に、何カ月以内に裁決してなければならぬという規定がございまして、現実には裁決がなければやはり同じ結果が起るわけであります。その間の結果はやはり理論に待たざるを得ないわけでありまして、その場合に適用になります理論は、今私が御説明申し上げた通りになるわけであります。私どもはさように解しております。

○河本委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○河本委員長 行政事件訴訟法案に対して、松井誠君外八名より修正案が提出されております。

行政事件訴訟法案に対する修正案
目次中「第三十五条」を「第三十四條」に、「第三十六条」を「第三十五條」に、「第三十八條」を「第三十七條」に、「第三十九條」を「第三十八條」とし、第

八條」に、「第四十一条」を「第四十条」に、「第四十二条」を「第四十一条」に、「第四十三条」を「第四十二条」に、「第四十四条」を「第四十三条」に、「第四十五条」を「第四十四条」に改める。

第三條に次の一項を加える。
第二項から前項までの規定は、抗告訴訟の類型を限定する趣旨のものとして解してはならない。

2 従前の法律又はこれに基づく法令の規定で前項の規定と矛盾し又は抵触するものは、その効力を有しない。

5 従前の法律又はこれに基づく法令の規定で前四項の規定と矛盾し又は抵触するものは、その効力を有しない。ただし、原告にとって利益となるものについては、この限りでない。

第三十條を第二十九條とし、第三十一条から第三十七條までを一条ずつ繰り上げる。

第三十八條第一項中「第三十三條」を「第三十二條」に、「第三十五條」を「第三十四條」に改め、同條第三項中「第二十九條」を「第二十八條」に、「第三十二條」を「第三十一條」に改め、同條を第三十七條とし、第三十九條を第三十八條とし、第

四十條を第三十九條とする。
第四十一条第一項中「第三十三條」を「第三十二条」に、「第三十五條」を「第三十四条」に改め、同條を第四十条とする。
第四十二条を第四十一条とする。
第四十三條第二項中「第三十六條」を「第三十五条」に改め、同條第三項中「第三十九條」を「第三十八條」に改め、同條を第四十二条とする。
第四十四條を第四十三条とする。
第四十五條第一項中「第三十九條」を「第三十八條」に改め、同條第四項中「第三十五條」を「第三十四條」に改め、同條を第四十四条とする。
附則第一條を次のように改める。
(施行期日)
第一條 この法律の施行期日は、別に法律で定める。
附則第九條及び附則第十一條中「第三十九條」を「第三十八條」に改める。

○河本委員長 修正案はお手元に配付してある通りであります。この際、本修正案の趣旨の説明を求めます。松井誠君。

○松井(誠)委員 私は、日本社会党を代表いたしましたして、行政事件訴訟法案に対する修正案の趣旨説明を行ないたいと思ひます。修正案の内容につきましても、今委員長が申されましたように配付いたしましたので、案文をあらうにだけはおわかりになると思ひますので、朗読は省略させていただきます。

そこでわれわれがなぜこのような修正案を出すかという理由について申し上げたいと思ひます。今度の法案が、今まで疑問であり、問題であったという点が多い。いろいろ解決をしたという意味で多くの改善の点があるということ、そしてそれに関連してたくさん関連法律の整理をされたという点、そういう点についての御努力な点、あるいは改善されたという事柄そのものについて私たちが敬意を表するわけでありまして、ただ、しかしながら、この法律案の中にわれわれがどうも、特にあとで申し上げたい点、総理大臣の異議権という点に關しまして、これはどうして私たちがこのまま認めるわけには参らない。

そこで、われわれが修正案を出しますらば根本的な態度と言ひますか、そういうものを最初に一言申し上げますと、やはり国民の権利救済という観点に立ちまして、そういう権利救済の点を全からしむるためにはどうしたらいいかということから、この修正案を提案しておるというようにお考えただければ幸いと思ひます。そのような権利救済を厚くするということは、あるいは見方によれば行政効率を落とす、そういうことになるかも知れません。しかし、今の日本の現実では、そのような行政効率を上げるといふことよりも、むしろ国民の権利救済というものに重点を置かなければならぬ段階にある。国民の権利意識というものがまだ弱くて、民主主義の層というか、幅というか、そういうものが薄く浅いという段階では、やはり今重んずべきものは国民の権利救済であつて、行政の能率ということではない。

そういうことから以下四点の修正点を提案するわけであります。
最初の第一点は、本法案の第三條に對する修正でございまして、これはいわば技術的な修正になるわけであります。抗告訴訟は、この法律案に書いてあるのは、いわば単なる例示であつて、それ以外の抗告訴訟を認めない趣旨でないということ提案理由によれば明瞭にうたわれておりますけれども、しかし、法案自体からはそのようになことは読みとり得ないわけでありまして、従つて、この抗告訴訟の類型は例示であるということ具体的にはつきりと条文にうたう、これは事柄の本質を必ずしも変えるものではございませぬけれども、こうすることによつて、抗告訴訟をこれ以外のものに広めようとする動きを事実上抑制するということとをできるだけ防ごうとするわけでありまして、もちろん、このような規定を入れましても、抗告訴訟が一応あいつう形で類型が上がっておりますということ自体、その抗告訴訟を起そうとする人、そしてその抗告訴訟を認めようとする裁判官に、何がしかの事実上の圧力と言ひますか、そういうものを加えることは否定はできませんし、従つて抗告訴訟をそういう形で類型化したということ自体に問題がないわけではないと思ひますけれども、今のところ、われわれはこれを例示だということを具体的に書くことと、その欠点を補つていきたいと思ひます。

その次、第二点は第八條の修正であります。これは、いわゆる訴願前置というものをこの法案は廃止することを原則といたしておりますけれども、原

ダー・ラインにある、そういう領域で
あるだけに摩擦がある。従って、その
摩擦を解消するためにはこういう制度
が必要なんだという御答弁であります
けれども、しかし、そのような摩擦を
行政権の一方的な優位という形で解決
しなければならぬという理由は少し
もない。そういう結論を出すにはあま
りに論理が飛躍しておると思うので
す。少なくともそのような摩擦を解決
するためには、相互にコントロールす
るということであれば、この制度を
根本的に認めるという立場に立つて
も、私は筋道が通らないのではないか
と思う。たとえば、言ってみますな
らば、裁判官が異議権に対する審査権
を持つ、あるいは事後の国会の報告と
いうものを承認に変える。そういうこ
とで、報告を承認に変えるということ
はあまり大した意味はないかもしれま
せんけれども、しかし、行政、司法、
立法の相互の間のそういう入り組ん
だ相互的なコントロールをするという
ことならば、あるいは異議権というも
のを認めるという立場からいえば理屈
に合った制度だということが言えるか
もしれません。しかし、それすらもな
くて、行政権の一方的な優位という立
場で問題を解決しておるということ
が、何としても筋が通らないと思うわ
けであります。

以上が、われわれがこの修正案を提
案をする理由でございます。

○河本委員長 以上をもちまして修正
案の趣旨説明は終わりました。

次回は明二十五日午前十時より開会
することとし、本日はこれにて散会い
たします。

午前十一時四十三分散会

昭和三十七年四月三十日印刷

昭和三十七年五月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局